

教育子ども委員会

説明資料

目 次

1 宮前保育園を引継ぐ社会福祉法人の再公募の経緯等

1

平成31年3月13日

子ども青少年局

1 宮前保育園を引継ぐ社会福祉法人の再公募の経緯等

(1) 経緯

区分	内容
平成30年 5月25日	保護者説明会 開催（公募実施）
6月28日	当初公募要項 公表
9月 7日	当初選定結果 公表
10月 1日	保護者説明会 開催（再公募実施）
10月18日	再公募要項 公表
12月14日	再公募結果 公表
平成31年 1月24日	保護者説明会 開催（再公募結果）
2月15日	保護者説明会議事録及び質問への回答 配付

(2) 応募資格

区分	内容
当 初 公 募	(1) 社会福祉法人又は社会福祉法人以外の者で社会福祉法人化準備中のものであること (2) 名古屋市内において、次のいずれかの施設を通算して3年以上かつ現に運営していること ア 認可保育所 イ 3号定員が設定されている幼保連携型認定こども園 ウ 3号定員が設定されている保育所型認定こども園 (3) この公募と同時期に行う他の公立保育所を引継ぐ社会福祉法人の公募に応じていないこと
再 公 募	(1) 及び(2)は当初公募どおり (3) 平成32年4月1日移管予定の公立保育所を引継ぐ社会福祉法人に選定されていないこと

(3) 保護者からの質問への回答 (平成31年2月15日配付)

質問	回答
社会福祉法人大成福祉会は、豊田市において宮前保育園と同時期に行う移管先法人として選定されていますか。	平成32年4月1日から豊田市の竹村こども園を引き継ぐ法人として、平成30年9月21日付で選定されております。
公募要項で、市内の公立保育所の移管を同時期に受けることができないと規定した趣旨を教えてください。	名古屋市の公立保育所の社会福祉法人の移管は毎年3園程度実施しております。この3園では、公募・選定や四者協議会などの引継ぎのスケジュールが同一となります。1法人が名古屋市で同一年度の移管を複数受けた場合、選定日程の他、人材確保や四者協議会などのスケジュールが同じ時期となるため、移管を丁寧に進められるよう、名古屋市の公立保育所の同一年度の移管を複数行えない規定をしております。
豊田市で同時期に移管先法人として選定されていることにより、「平成32年4月1日移管予定の公立保育所を引継ぐ社会福祉法人に選定されていないこと」と定めた応募資格に該当しないと思うが、名古屋市の見解を教えてください。	この定めにある公立保育所は、 <u>名古屋市の</u> 公立保育所のことです。当初の公募要項では、同じ時期に公募をした3園とも「この公募と同時期に行う他の公立保育所を引継ぐ社会福祉法人の公募に応じていないこと」と規定しており、宮前保育園の再公募の時点では他の移管園の移管先法人が決まったため、「平成32年4月1日移管予定の公立保育所を引継ぐ社会福祉法人に選定されていないこと」と表現を修正したものです。 なお、再公募を行う前に実施しました保護者説明会では、宝生保育園、大永寺保育園に選定された法人が応募できないように表現の修正を行う旨を説明させていただきました。
同時期に違う園を開園するということは、大成福祉会では職員の異動や保育士の確保が2倍必要だと思うのですが、どのような計画になっているのでしょうか。	名古屋市と豊田市では地域が異なるため、それぞれの園の運営は人事面を含めて独立しており、宮前保育園の職員については大生幼稚園から異動する他、新たに経験者等を採用してバランスの良い職員体制とする予定です。 また、宮前保育園で来年度よりお世話になる引継ぎ保育士5名については、この方針に基づいて決定のめどがたっており、園長予定者を含めて引継ぎに専念できる体制を予定しております。

